令和８年 第１回定例会 口頭報告

（令和８年２月１９日）

令和７年度　定期監査第三期の結果について、ご報告いたします。

今回は、区民部、地域のちから推進部、福祉部、会計管理室及び選挙管理委員会事務局を対象に監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が３点、監査委員意見が１点ございました。

指摘事項の１点目は、「有効期限切れの消防用設備等」でございます。

住区推進課が管理する施設のうち、中央南地域集会所では、受託事業者から消火器の交換が必要であるとの報告を令和６年７月および令和７年１月の点検時に受けていたにもかかわらず、監査実施日の令和７年１１月時点でも交換や耐圧性能点検が行われず放置

されていました。

また、長門住区センターにおいても、ガス漏れ検知センサーの有効期限が切れているとの報告が同様に放置されておりました。

消火器やセンサーの交換や点検については短期かつ容易に対応可能であり、交換や点検の必要性を知りながら放置していたことは、不特定多数が利用する公共施設の安全管理を怠っていたものと言わざるを得ません。今後このようなことが繰り返されないよう、必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

指摘事項の２点目は、「未実施の業務委託に係る不適切な支出」でございます。

住区推進課の建物清掃業務委託における栗原北住区センターの４月分の清掃について、床の修繕直後であったため現場の要望により実施されなかったにもかかわらず、契約金額を減額するなどの契約変更を行わず、実施していない分を含めた当初契約の金額を支

払っていました。

履行されていない部分についても漫然と代金の支払いを行ってしまったことは、極めて不適切な事務処理であります。事務の執行にあたっては、履行状況を確認の上、適切な手続きを行うよう指摘いたしました。

指摘事項の３点目は、「郵便切手の杜撰な管理」でございます。

西部福祉課の郵便切手の管理状況を監査したところ、受払簿への確認印の漏れや、鉛筆書きによる記入、さらには実枚数と受払簿の残数が一致しないといった管理不備が確認され、また、他の事業の切手を別の事業に使用していた事実も認められました。

郵便切手は現金に準ずるものであり厳正な管理が求められるにもかかわらず、受払簿に紐で鉛筆が備え付けられていて鉛筆記入が慣例となっていたこと、責任者の押印もなかったことから、組織として基本的な認識が欠如しており、極めて杜撰な管理がなされてい

たものと認められます。本件については、指摘の真摯な受け止めと誠実な対応、関係者の倫理の保持、管理体制の抜本的な見直しと適正な管理が強く求められるものであり、指摘事項といたしました。

執行機関におかれましては、監査結果に十分留意され、適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

次に、「監査委員意見について」ですが、「足立区セーフティネット事業における支援を必要とする区民に寄り添った対応の必要性」の１件でございます。

福祉まるごと相談課では、ひきこもり支援の一環として、居場所支援の参加者に交通費を支給しています。監査の結果、令和６年１０月のコミュニティバスの運賃改定が支給額に反映されず、改定前の金額で支給が継続されていた事実が確認されました。

要綱上の「申請主義」に照らせば、参加者から変更申請がない限り改定前の金額で支給すること自体は誤りではありません。

しかしながら、本事業の対象者は社会復帰に向けた大切な時期にある支援が必要な方々であり、支援者としての区は、単なる事務手続きとしてではなく、真に区民に寄り添ったきめ細かな対応をすべきであったと考えられます。

また、福祉まるごと相談課は、区の所管の中でも「支援を必要とする区民に寄り添う」意識がひときわ高いと思われ、このような形式的な対応にとどまったことは残念でなりません。今後は今回の件を糧として、より一層高い意識をもって、きめ細かな支援がなされることを期待するものであります。

以上をもちまして、定期監査第三期の報告とさせていただきます。